水道水質基準と検査頻度

※令和8年4月1日から適用

番号	項　目　名	基　準　値	検査頻度	検査頻度減の可否	省略の可否	省略の際の検討事項
1	一般細菌	100以下	1回／月	不可	不可	
2	大腸菌	検出されないこと。				
9	亜硝酸態窒素	0．04mg/l以下	4回／年	＊に同じ		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下				
39	塩化物イオン	200mg/l以下	1回／月	自動的に測定・記録をしている場合：1回／3月		
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下				
48	pH値	5．8以上8．6以下				
49	味	異常でないこと。				
50	臭気	異常でないこと。				
51	色度	5度以下				
52	濁度	2度以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0．01mg/l以下	4回／年	不可		
22	塩素酸	0．6mg/l以下				
23	クロロ酢酸	0．02mg/l以下				
24	クロロホルム	0．06mg/l以下				
25	ジクロロ酢酸	0．03mg/l以下				
26	ジブロモクロロメタン	0．1mg/l以下				
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルム）のそれぞれの濃度の総和	0．1mg/l以下				
29	トリクロロ酢酸	0．03mg/l以下				
30	ブロモジクロロメタン	0．03mg/l以下				
31	ブロモホルム	0．09mg/l以下				
32	ホルムアルデヒド	0．08mg/l以下				
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005mg/l以下	4回／年	＊に同じ（注4）	全量受水の水道事業及び専用水道を除いて不可	送水者の検査結果が水質基準の1／5以下であり、受水者の施設において濃度が上昇しないことが明らかな場合省略することができる。
13	ホウ素及びその化合物	1．0mg/l以下		＊に同じ		原水が海水の場合は省略できない。
27	臭素酸	0．01mg/l以下		不可		オゾン処理の場合及び次亜塩素酸消毒の場合は省略できない。
3	カドミウム及びその化合物	0．003mg/l以下		＊原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における検査結果がすべて基準値の1／5以下の場合：1回／年 基準値の1／10以下の場合：1回／3年	過去の検査結果が基準値の1／2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況から検査する必要がないことが明らかな場合は省略することができる。	
4	水銀及びその化合物	0．0005mg/l以下				
5	セレン及びその化合物	0．01mg/l以下				
7	ヒ素及びその化合物	0．01mg/l以下				
12	フッ素及びその化合物	0．8mg/l以下				
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下				
38	マンガン及びその化合物	0．05mg/l以下				
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下				
41	蒸発残留物	500mg/l以下				
42	陰イオン界面活性剤	0．2mg/l以下				施設の薬品等及び資機材等の使用状況も勘案する。
45	非イオン界面活性剤	0．02mg/l以下				
46	フェノール類	0．005mg/l以下				
6	鉛及びその化合物	0．01mg/l以下				
8	六価クロム化合物	0．02mg/l以下				
33	亜鉛及びその化合物	1．0mg/l以下				
34	アルミニウム及びその化合物	0．2mg/l以下				
35	鉄及びその化合物	0．3mg/l以下				
36	銅及びその化合物	1．0mg/l以下				
14	四塩化炭素	0．002mg/l以下				地下水を水源とする場合は、近傍の地下水の状況も勘案する。
15	1，4－ジオキサン	0．05mg/l以下				
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0．04mg/l以下				
17	ジクロロメタン	0．02mg/l以下				
18	テトラクロロエチレン	0．01mg/l以下				
19	トリクロロエチレン	0．01mg/l以下				
21	ベンゼン	0．01mg/l以下				
43	（4S、4aS、8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジェオスミン）	0．00001mg/l以下	1回／月	左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。		停滞水を水源とする場合は、藻類の発生状況も勘案する。
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボルネオール）	0．00001mg/l以下				

注1：省略した項目については、3年に1回程度は、確認のため検査を実施すること。（厚生労働省通知）
注2：原水の検査についても全項目検査（消毒副生成物：11項目、味を除く。）を年1回は実施すること。（厚生労働省通知）
注3：水質管理目標設定項目等についても必要に応じ実施すること。（厚生労働省通知）
注4：簡易水道及び専用水道は水道法施行規則第15条第1項第3号のニを参照